

加盟団体規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
加盟団体規則	加盟団体規則	
第4節 各種の連盟及び関連団体	第4節 各種の連盟及び関連団体	
(各種の連盟)	(各種の連盟)	
第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。	第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。	
(1) 一般社団法人日本フットボールリーグ	(1) 一般社団法人日本フットボールリーグ	
(2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ	(2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ	
(3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟	(3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟	
(4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟	(4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟	
(5) 全国自治体職員サッカー連盟	(5) 全国自治体職員サッカー連盟	
(6) 全国自衛隊サッカー連盟	(6) 全国自衛隊サッカー連盟	
(7) 全国専門学校サッカー連盟	(7) 全国専門学校サッカー連盟	
(8) 全国高等専門学校サッカー連盟	(8) 一般社団法人 全国高等専門学校サッカー連盟	法人化のため
(9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟	(9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟	
(10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟	(10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟	
(11) 公益財団法人日本中学校体育連盟	(11) 公益財団法人日本中学校体育連盟	
(12) 一般財団法人日本フットサル連盟	(12) 一般財団法人日本フットサル連盟	
(13) 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟	(13) 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟	
(14) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟	(14) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟	
2 前項各号の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。	2 前項各号の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。	
(関連団体)	(関連団体)	
第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。	第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。	

(1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会	(1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会	
(2) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟	(2) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟	
	<u>_(3) 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会</u>	関連団体追加
第7節 附則	第7節 附則	
(改正)	(改正)	
第19条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。	第19条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。	
	<u>(改正)</u>	
	<u>2019年9月12日</u>	